

青少年センター感染防止対策のための個別ガイドライン

令和2年7月10日

改定 令和2年9月4日

改定 令和3年10月25日

改定 令和4年12月22日

改定 令和5年3月23日

改定 令和5年5月8日

神奈川県立青少年センター

1 感染防止のための基本的な考え方

- 青少年センターは劇場、スタジオ、研修室、相談室及び事務室を有し、多くの県民や団体が利用、来場する施設である。
- 当センターで、クラスターが発生した場合、その後何か月も休館せざるを得なり、関係者や関係団体のみならず、他の多くの県民、団体に多大な迷惑が及ぶこととなる。
- そこで、「青少年センターから新たな感染者を出さない。クラスターを発生させない」ことを目的として、公益社団法人全国公立文化施設協会が作成した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日）等を参考にして、県立青少年センターの施設管理者、来場者及び施設利用者等が実施すべき基本的な対策を整理して、ガイドラインとして策定した。
- しかしながら、当センターは上記のとおり複合施設であり、部屋（施設）ごとの利用の仕方が大きく異なることから、各部屋（施設）に焦点を当てた個別ガイドラインを別途作成することとし、両方を実施することで新型コロナウイルス感染拡大の予防に当たるものとする。
- また、青少年センター科学部は事務所所在地が異なるため、本ガイドラインとは別に科学部用のガイドラインを作成し、実施することとする。
- 令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行し、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」が廃止されることを踏まえ、当センターガイドラインの改定を行うこととする。
- なお、本ガイドラインの内容は、今後の感染状況の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜改定を行うものとする。

2 青少年センター全体に共通する対応、対策

(1) 全館に共通して講じる予防措置

<施設管理者の取組>

- ・正面玄関に感染防止対策取組書を掲示する。
- ・マスク着用を来場者全員に一律に要請することはやめ、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ね、咳エチケットなどの感染対策の周知を必要に応じて行う。
- ・手指消毒液を配置し、手指消毒の機会を提供する。
- ・手指消毒液が空にならないよう、適宜交換、補充する。
- ・高頻度に接触する個所（例：ドアノブ、階段の手すり、トイレの手すり、照明スイッチ、エレベータの操作ボタン、1階休憩コーナー（玄関から受付カウンターまで））の消毒を清掃業務受託者に依頼する。
- ・来場者と対応する窓口に、ビニールカーテン等、手指消毒液を設置する。（手指消毒用アルコール消毒液の場合は、アルコール濃度60%以上）
- ・ホール、研修室等の部屋に応じて、適切な換気を行う。（中央監視室への連絡を含む）
- ・トイレの個室は、蓋を閉じて水を流すように表示する。
- ・手洗いの実施について、トイレ付近に掲示を行う。

(2) 来場者が入場後に具合が悪くなり、感染が疑われる場合の対応

＜施設管理者の取組＞

- ・マスクと手袋を着用した職員により、速やかに別室へ案内する。
- ・非接触式体温計で検温する。
- ・青少年センター内で情報を共有する。

(3) 広報について

＜施設管理者の取組＞

- 青少年センターのウェブページ、施設内掲示等により、次について来場者向け広報を発信する。
 - ・発熱や風邪症状のある方、体調のすぐれない方は入館を控えていただく。
 - ・入館する際の手指消毒の機会を提供する。

3 青少年センターに勤務する職員が講じる、職員自身の対応、対策

- 日常的な感染対策（十分な換気、手洗い等の手指衛生、適切なマスクの着用、咳エチケット）には引き続き留意する。
- 新型コロナウィルス感染症などの感染症の罹患が疑われる体調不良の際は、出勤しない。

4 来場者へのお願い

＜来場者ご自身で取り組んでいただくこと＞

- ・発熱や風邪症状のある方、体調のすぐれない方は入館を控えるようお願い

いする。

- ・ 各所に手指消毒液が置いてあるので、適宜、消毒をお願いする。
- ・ トイレを利用する際は、蓋を閉めて水を流すようお願いする。
- ・ 納品、修理等で来場した事業者の方へ適切な感染防止措置を講じて入場するよう、お願いする。

5 青少年センター内の各部屋(施設)における予防措置

(1) 紅葉ヶ丘ホール、楽屋、ホワイエ、スタジオ HIKARI、交流スペース、練習室、演劇資料室

添付 1 のとおり (ホール運営課作成)

(2) 研修室 1、同 2、指導者育成課事務室及び青少年資料室、出張して実施する事業

添付 2 のとおり (指導者育成課作成)

(3) NPO 活動室 1 及び 2、受付交流サロン、相談室及び青少年サポート課事務室、出張して実施する事業

添付 3 のとおり (青少年サポート課作成)

(4) 青少年センター（西区紅葉ヶ丘）で実施する科学部関係事業

添付 4 のとおり (科学部作成)

(5) 館長室、管理課・ホール運営課事務室及び各階トイレ

添付 5 のとおり (管理課作成)

(6) 当センターの委託業務を受託している事業者に関する感染防止策

<施設管理者の取組>

ア 清掃業務

- ・ 各種の感染防止対策を適切に講じるよう、清掃業務を受託した事業者に要請する。

イ 警備等業務

- ・ 各種の感染防止対策を適切に講じるよう、警備等業務を受託した事業者に要請する。

ウ 設備運転監視業務等

- ・ 各種の感染防止対策を適切に講じるよう、監視業務を受託した事業者に要請する。